

## バイデン政権、超党派とインフラ投資で合意も問題は残る

バイデン政権が3月末に公表した米国雇用計画は主にインフラ投資で構成され、規模は約2.25兆ドルでした。今回の合意は共和党の賛同が得やすい道路や橋(いわゆるハードインフラ)への投資となっています。財政措置法を用いずに法案成立を目指したことから合意は一定の成果と見られますが、問題も残されていると見られます。

### バイデン政権:難航の末、超党派でインフラ投資(ハードインフラ)案に合意

バイデン米政権は2021年6月24日、上院議員の超党派グループがまとめた8年間で1.2兆ドル(約130兆円)を投じるインフラ投資法案に合意しました。

バイデン政権は3月末にインフラ投資を主体とする米国雇用計画を発表しました。今回の超党派によるインフラ投資法案の合意は、共和党が米国雇用計画のなかで賛同できる項目であるインフラ投資(ハードインフラ)を中心にまとめた内容です(図表1参照)。なお、同合意案は、共和党が反対している「人的インフラ」が含まれていません。バイデン政権は人的インフラを別の法案で並行して進める方針です。

### どこに注目すべきか: 米国雇用計画、インフラ投資法案、超党派

バイデン政権が3月末に公表した米国雇用計画は主にインフラ投資で構成され、規模は約2.25兆ドルでした。今回の合意は共和党の賛同が得やすい道路や橋(いわゆるハードインフラ)への投資となっています。財政措置法を用いずに法案成立を目指したことから合意は一定の成果と見られますが、問題も残されていると見られます。

インフラ投資法案に関連する数字を見かけるので、最初に簡単に整理します。

まず、インフラ投資案の規模は1.2兆ドル(1兆2090億ドル)という数字が報道されています。これは今後8年間のインフラ投資全体の規模で、内訳は新規が5790億ドルです。残りの6300億ドルは毎年歳出されることになっており、新規に合意した5790億ドルがより注目される数字です。

次に2.25兆ドル規模が計画された米国雇用計画との差に注目します。今回合意した1.2兆ドルのインフラ投資案は1.05兆ドル程度縮小しています。主に2つの項目がその差となっています。1つ目は人的インフラです。家族雇用計画ではメディケイドによる介護の拡充や労働者の待遇、研究開発などで合計9000億ドル程度が計上されていましたが今回の合意案にはこれらの項目が見当たりません。

2つ目は図表1のインフラ投資の各項目が抑えられたことです。例えば、ブロードバンドへの投資は当初は1000億ドルでしたが、合意案では650億ドルに減額されています。もっとも、米国雇用計画では毎年の歳出分の計上が異なるので、項目同士の比較には注意が必要です。

数字つながりで歳入を確認するため図表2を見ると、ごっそり数字が抜けています。米国雇用計画では法人税を28%に引き上げるなど具体的であったのに比べ、今回は税徴収を厳しくするとか未活用基金の活用など数字がなく、増税は後退した印象です。ただ新たな点として、道路や空港などのインフラを民間に売却しその収益を新規のインフラ整備事業に活用するアセットリサイクリングが示されました(図表2参照)。これは新規の財源で市場の期待も高く今後の動向に注目しています。それでも、増税を示さなかった点は、共和党との対話の難しさを浮き彫りにした印象です。

共和党との妥協からやや不透明となった歳入に加え、今後は人的インフラ投資の取り扱いが注目されます。メディケイドによる介護の拡充や労働者の待遇や子育て支援、研究開発と増税などは民主党が単独で(恐らく財政措置法を念頭に)、先のインフラ投資法案と並行して進める姿勢です。これについてバイデン大統領が超党派で合意したインフラ投資法案と民主党独自のソフトインフラを関連付けて署名するとも受け取られる発言をしたことに対し、釈明を求められました。現段階では合意であって、今後の法案提出、可決と言う流れを前に慎重な対応が求められそうです。一方で共和党に歩み寄りすぎると、民主党左派からの不満も懸念され、両者に配慮する必要があります。成立がメインシナリオとしても注視は必要です。

図表1: 超党派合意で24日公表の新規インフラ投資歳出案

交通関連計(A)	3120	その他インフラ(B)	2660
道路、橋等	1090	電力(含グリッド)	730
鉄道・運送	660	ブロードバンド	650
公共交通	490	水関連	550
空港	250	国家強靱	470
インフラ資金調達	200	環境対策	210
港湾・水路	160	西部の水源貯蔵	50
その他	270	総計(A)+(B)	5790

※単位は億ドル、丸め誤差などの影響で合計は一致しない

※規模は新規投資とベースライン(毎年の歳出)により5年で9730億ドル、8年で新規投資とベースラインにより1兆2090億ドル、図表1は8年を示す

図表2: 超党派合意で24日に公表された歳入案の主な内容

今回の合意案で示された主な財源
歳入庁(IRS)の徴税を強化し税増収をはかる
失業保険プログラムの適正化
失業保険救済基金の未使用分を活用
20年緊急救済法の未使用分を活用
5G(第5世代通信システム)の周波数帯の入札による収入
インフラ投資による経済成長
インフラ投資におけるPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)、プライベート債券、アセット・リサイクリングなどの活用

※ファクトシートに財源として示された13の項目から主なものを抜粋  
出所: ホワイトハウスのファクトシートを参考にピクテ投信投資顧問作成

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

ピクテ投信投資顧問株式会社 | 「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

## ピクテ投信投資顧問の投資信託をご購入する際の留意事項

### 1. 投資信託に係るリスクについて

- (1) 投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- (2) また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

### 2. 投資信託に係る費用について (2021年5月末日現在)

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- (1) お申込時に直接ご負担いただく費用：申込手数料 上限3.85%(税込)  
 ※申込手数料上限は販売会社により異なります。  
 ※投資信託によっては、追加設定時信託財産留保額(上限0.6%)をご負担いただく場合があります。
- (2) ご解約時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額 上限0.6%
- (3) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬 上限年率2.09%(税込)  
 ※ファンド・オブ・ファンズの場合、ここでは投資対象ファンドの信託報酬を含む実質的な負担を信託報酬とします。  
 ※別途成功報酬がかかる場合があります。
- (4) その他費用・手数料等：監査費用を含む信託事務に要する諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等、外国における資産の保管等に要する費用等は、信託財産から支払われます(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません)。  
 ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。詳しくは、目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

当該費用の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ピクテ投信投資顧問株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前によく目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

### ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号  
 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会



ピクテ投信投資顧問株式会社

【当資料をご利用にあたっての注意事項等】●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。